

事務連絡
令和5年10月10日

事業主 殿

全国設計事務所健康保険組合

被扶養者調査票(異動届)の提出について

謹啓 仲秋の候、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

当組合の事業運営につきましては、日頃よりご協力いただき厚く御礼申し上げます。

さて、被扶養者の資格の確認（以下、「検認」）につきましては、健康保険法施行規則第 50 条に規定されているとおり、保険給付の適正化の観点から毎年実施しております。

今年度につきましても配偶者を対象とした検認を実施いたしますが、マイナンバーによる情報連携を活用する大幅な見直しを行っております。別紙「被扶養者調査票(異動届)の提出について」をご確認いただき、被扶養者調査票(異動届)をご提出いただきますようお願いいたします。

ご多忙のところ大変恐縮ですが、何卒ご理解ご協力賜りますようお願い申し上げます。

謹白

【お問合せ先】

業務部 適用・徴収グループ

Tel 03-3404-7344

被扶養者調査票(異動届)の提出について

1. 提出期限

令和5年11月30日(木)

2. 対象被扶養者

配偶者(事業所記号 671 以降の事業所)

※事業所記号 1～670 の配偶者については、前年度検認を実施しています。

令和5年8月23日現在、被扶養者として認定されている方が対象となります。

なお、調査票提出時に被保険者が資格を喪失している、または対象となる被扶養者が削除されている場合は、調査票の提出は不要です。

3. 検認方法の見直しについて

これまで一律に続柄に応じた検認対象者全員分の被扶養者調査票を送付・回収していましたが、事業所及び当組合における事務作業の効率化を目的として、マイナンバーによる情報連携を活用することとしました。情報連携を行った結果、収入が一定水準を下回っている等の確認ができなかった方のみを対象に、被扶養者調査票等のご提出をお願いしています。なお、情報連携の活用により調査票提出者が約7割減少しました。

4. 提出先

〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷2-37-9

全国設計事務所健康保険組合 業務部 適用・徴収グループ 宛

5. 提出方法

各被扶養者調査票に確認書類をホチキス留めし、事業所にてお取りまとめの上ご提出ください。

6. 記入方法等

1) 共通事項

- ・ 調査票には、令和 5 年 8 月 23 日現在の被扶養者の情報を掲載しています。
記載されている被扶養者の「氏名」「性別」「生年月日」「続柄」を確認いただき、誤りがある場合は二重線を引き正しい内容を赤字で記入してください。
- ・ 「職業」欄は、「パート」「アルバイト」等を記入してください。
- ・ 「年金受給」欄は、該当する内容を○で囲んでください。
- ・ 対象被扶養者に収入がある場合は、「年間収入見込み(円)」欄へ年間の合計見込み額を記入してください。(雇用保険における基本手当(失業手当)も収入に含まれます。)
- ・ 「世帯別同別居」欄は、該当する内容を○で囲んでください。別居の場合は、「被扶養者住所」欄へ記入してください。
- ・ 記載されている被扶養者を削除する場合は、「被扶養者でなくなった日」欄へ被扶養者でなくなった日及び扶養しなくなった理由(「就職」「収入増」等)を記入してください。
- ・ 被扶養者の状況により添付していただく書類が異なります。別表「検認用添付書類一覧」をご確認いただき、該当書類を全て添付願います。
(令和 4 年 6 月 1 日以降に初めて被扶養者として認定された方は書類の添付は不要です。)
- ・ この調査票の提出にて被扶養者を削除又は訂正する場合は、当該被扶養者の被保険者証を添付してください。

2) 国外に居住しているため住民票がない場合

以下の①～②いずれかに該当し各要件を満たしており、基準収入内で日本国内に生活の基礎があると認められる場合は、例外的に被扶養者となることができます。
(確認書類が外国で記載されている場合は、内容を翻訳したものを添付してください。)

① 国外に赴任する被保険者に同行する場合

- ・ 海外赴任辞令等により被保険者の海外赴任の同行であることが確認できる
- ・ 公的機関が発行する居住証明書にて被保険者に同行していることが確認できる

② 就労以外の目的で一時的に海外へ渡航する者

- ・査証(ビザ)において渡航が一時的なものであることが確認できる
- ・ボランティア派遣機関が発行する証明書や参加同意書等により、ボランティア活動のための一時的な渡航であることが確認できる

7. 情報連携について

情報連携の活用を行った場合であっても、中間サーバーを通じて市町村等から提供された情報では収入額が確認できないことが生じます。なお、収入額が確認されなかった理由及び収入額等の詳細に関するお問合せについては、当組合では回答出来かねますので予めご承知おきください。

8. その他

- 1) 検認の結果、該当者が被扶養者の要件を満たさないことが確認された場合は、調査票の提出により被扶養者から削除することになりますので、その場合は該当者の被保険者証の回収にご協力お願いいたします。また、被扶養者の要件は、以下のQRコードから当組合ホームページをご確認ください。

【URL】 <http://www.sekkei-kenpo.org/kakushuTetsuduki/lifeScene/huyou/aboutHuyouKazoku>



- 2) 調査票に記載されている「被扶養者認定年月日」は、被保険者の転籍や再雇用により空白期間がなく継続して被扶養者である場合は、転籍等の後に新たに記号・番号が附番された年月日を記載しています。
- 3) 調査票に記載されていない被扶養者の削除等については、「被扶養者(異動)届」に該当者の被保険者証を添付し、別途ご提出ください。
- 4) 提出期限までに調査票の提出がない方や、証明書の添付がない方は、その被扶養者を削除いたしますので、必ず提出期限までに提出していただくようお願いいたします。

● ご不明な点は、業務部 適用・徴収グループまでお問い合わせください。

☎ 03 (3404) 7344

検認用添付書類一覧表

認定対象者	状況	必要書類
配偶者	お勤めの方(給与収入のある方)	①所得証明（収入金額のわかるもの）、又は源泉徴収票写
	年金受給中の方 （障害含む）	①所得証明（収入金額のわかるもの） ②年金額改定通知書写、又は年金振込（支払）通知書写 （直近のもの）
	給与・年金以外の収入のある方	①所得証明（収入金額のわかるもの） ②確定申告書写と収支内訳書又は青色申告決算書の写
	無職無収入の方	①非課税証明書
証明書の 注意事項	※国外居住者の添付書類については、本文通知6.-2）をご確認ください。 ※上記書類は提出いただくものの例です。他の書類をお願いする場合がありますので 協力をお願いいたします。 ※令和4年6月1日以降に初めて扶養認定された方のみ、証明書の添付は必要ありませんので、調書のみを取りまとめの上ご提出ください。 （出向等により当組合内の事業所間で異動があった方については、調査票の認定年月日が令和4年6月1日以降であっても、添付書類のご提出が必要となります。該当者を含む事業所には「組合内事業所異動者リスト」をお送りしましたのでご確認ください。）	
	①市区町村発行の（非）課税証明書などは、令和5年度の証明書（令和4年1月～令和4年12月収入分）を添付してください。その際、証明書に収入額の記載があるかどうか確認してください。（必要経費を差し引いた所得金額のみの記載では、実際の収入額が分かりませんのでご注意ください。） ②「収入」とはすべての収入（給与、家賃収入、配当収入、公的私的年金収入など）が対象となります。 ③証明書に個人番号（マイナンバー）が記載されている場合は、塗りつぶしてください。	

記入例

〇(株)〇〇〇〇設計事務所

健保 太郎 様

提出期限 令和5年11月30日

記入上の注意

9999-111 令和5年8月23日
健康保険被扶養者調査票

全国設計事務所健康保険組合

事業所名	証記号番号	資格取得日
〇(株)〇〇〇〇設計事務所	9999-111	平成13年4月1日
被保険者住所	生年月日	性別
151-0000 東京都渋谷区千駄ヶ谷〇-1-1	昭和38年2月10日	男

旧住所が記載されている場合は、事業所を通じて「被保険者住所変更届」を提出してください。

氏名	性別	生年月日	続柄	職業	年金 受給	年間収入 見込み (円)	世帯 別 同別	認定年月 被扶養者で なくなった日
被扶養者住所（被保険者と違う場合）								
例 ① ケンボ 健保 花子 華子	女	昭和 45年8月 25日	妻	無職	有・ 無	0	同居 ・ 別居	令和 2年8月26日
例 ② ケンボ 健保 花子	女	昭和 35年10月 13日	妻	アルバイト	有・ 無	145万	同居 ・ 別居	令和 2年8月26日
例 ③ ケンボ 健保 良子	女	昭和 51年1月 25日	妻	無職	有・ 無	0	同居 ・ 別居	令和 2年8月26日
001-0000 北海道札幌市北区〇〇1-1-5								
例 ④ ケンボ 健保 クミ 久美子	女	昭和 48年1月 18日	妻	パート	有・ 無	190万	同居 ・ 別居	令和 2年8月26日
								令和 5年7月1日 収入増
					有・ 無		同居 ・ 別居	
備考								

誤りがあった場合は、二重線を引き正しい内容を赤字で訂正してください。

無職、アルバイト、パート、自営業等と記入してください。

収入がある場合は、給与収入、年金収入、自営業収入、雇用保険(基本手当)等の合計見込み額を記入してください。

別居している場合は、住所を記入してください。

削除する場合は、被扶養者でなくなった日及び扶養しなくなった理由(「就職」「収入増」等)を記入してください。